

令和8年第5回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和8年5月25日)

奥州市農業委員会

令和 8 年第 5 回奥州市農業委員会総会議事録

令和 8 年 5 月 25 日 (月)

午前 9 時 30 分

奥州市役所 講堂

第 1 会期の決定

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 諸般の報告

第 4 議事

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について

報告第 3 号 令和 7 年度奥州市農業委員会事業報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4 号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第 5 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

出席委員（20名）、欠席委員（4名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳	8 千葉 房志	9 佐々木 生子
10 阿部 成明	11 菅原 利宏 (欠席)	12 小原 松光
13 植松 郁男 (欠席)	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子 (欠席)
22 家子 洋子 (欠席)	23 星 洋子	24 伊藤 周治

事務局職員

事務局長	千田 淳
事務局長補佐	佐々木 治彦
総務係	係長 佐藤 康平
	上席主任 小河原 哲也
	主事 阿部 美優
農地係	係長 佐藤 茂樹
	主任 照井 早織
	主事 佐々木 翔琉

議長 ただいまより、令和8年第5回奥州市農業委員会総会を開会いたします。

欠席の届出委員は、11番、菅原利宏委員、13番、植松郁男委員、22番、家子洋子委員です。

出席委員は定数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、高橋司推進委員、千田功推進委員に出席を求めています。

委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようお願いいたします。

本日の会議は、総会日程にしたがって進めてまいります。

議長 日程第1、会期の決定を、議題といたします。

お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、3番、浅野輝夫委員、4番、松戸正雄委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは 主要会務を報告し、諸般の報告といたします。1ページをご覧ください。期間は令和8年4月17日から5月16日までです。

4月24日金曜日、令和8年第4回総会を開催し、農地案件6件について、審議、決定いたしました。

同日、第2回農業振興専門委員会を開催し、本年度のスケジュールについて協議いたしました。

同じく、第1回農業者年金加入推進部長会議を開催し、令和7年度の活動実績

ほかについて協議いたしました。

5月11日月曜日、第2回運営委員会を開催し、本日の議事でご報告いたします令和7年度事業報告などについて協議いたしました。

5月12日火曜日、胆江地方農林業振興協議会の令和8年度総会が開催され、伊藤会長が出席しております。

以上ご報告申し上げます。

議長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。

質問がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書2ページをご覧ください。

今月の報告件数は、相続による所有権の取得32件となります。

委員会へのあっせん希望は番号16の1件です。

番号16について田原地区担当の委員に情報提供をさせていただく予定です。

農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。

市外の方への相続となるのが、番号7、番号9、番号31、番号32の4件です。

以上、ご報告します。

議長 報告第1号について報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書9ページをご覧ください。

今月の報告件数は、11件です。

解約の理由は、貸し換えのための解約 5 件、売り渡すための解約 4 件、耕作不便による解約 1 件等となっております。

また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のとおりです。

以上、ご報告します。

議 長 報告第 2 号について説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第 2 号を終結いたします。

議 長 報告第 3 号、令和 7 年度奥州市農業委員会事業報告についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木局長補佐。

局長補佐 議案書は 12 ページ、報告書本体は、別葉となっております。

この報告書については、事前にお配りしておりますので、概要についてのみ、ご報告いたします。

表紙をめくっていただいて、目次となります。

この報告書は、前半部分が農業委員会の運営状況で、委員名簿、地域推進班編成、事務局職員事務分掌、会議の開催状況、耕作証明書等発行件数を掲載し、後半からは、法令事務事業の実施で、農地関係事務、農政関係事業を掲載しております。

1 ページから 3 ページは記載のとおりとなります。4 ページ、会議の開催状況です。こちらは総会での農地案件以外で審議、決定したもの、5 ページは総会での農地の権利移動関係の審議状況です。昨年度の議案等の提出及び処理件数合計は、2630 件でした。

次に 6 ページから 7 ページにかけては、運営委員会、農政専門委員会、農業振興専門委員会、広報編集委員会、農地利用最適化推進会議の開催状況を掲載しております。

8 ページは、証明書等発行件数です。昨年度は合計 1179 件で、軽油免税の申請に使用する耕作証明書が多数を占めております。

9 ページからは、法令事務事業の実施状況になります。

最初に、農地関係事務のうち、農地流動化の状況です。農用地利用集積計画と農地法第 3 条によるものになります。

昨年度は合計で、農用地利用集積等促進計画が 1157 件、約 792ha。農地法第 3 条による許可分が 395 件。ちなみに令和 6 年度は 167 件で、約 222ha、合計で 1324 件、約 900ha となっております。

なお、11 ページから 12 ページはその内訳となります。

13 ページは、農地法第 4 条による許可申請状況で、昨年度、田畑の合計で 6 件、約 41 a の申請がありました。

14 ページは、農地法第 5 条による許可申請状況です。こちらは合計で 96 件、約 12.2ha の申請がありました。

15 ページ、適用外証明願処理件数です。合計 37 件で約 1.5ha の適用外証明を行っております。

16 ページ、合意解約通知書の処理状況です。合計で 189 件、約 924ha となっております。

17 ページ、農地台帳の整備及び生前一括贈与関係は、記載のとおりであります。その中の（11）の農地法第 30 条による利用状況調査については、18・19 ページに図表を掲載しておりますので、ご確認をお願いします。

一旦、17 ページに戻りまして、利用意向調査、非農地判断について掲載しております。

20 ページからは農政関係事業となります。

農作業労賃標準額の設定・情報活動及び家族経営協定の締結推進について掲載しております。

20 ページ下段から 21 ページは農業者年金業務です。昨年度は、新規加入者が 9 人。令和 6 年度は 8 人でしたので、1 人増えている状況となっております。

22 ページ以降は参考資料として、農作業労賃標準額表、農地の賃借料情報を掲載しております。

以上で令和 7 年度事業報告の概要説明といたします。よろしく申し上げます。

議長 報告第 1 号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議長 質問なしと認め、報告第 1 号を終結いたします。

議長 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主 事 議案書 13 ページをご覧ください。

今月の案件は、所有権の移転 15 件、賃貸借権の設定が 5 件、使用貸借権の設定が 5 件の計 43 件です。

番号 1 は、新規就農のため、金額 100 万円で売買するもので、議案第 3 号番号 1 と関連案件です。草刈り機、耕運機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

番号 2 は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額 3 万 745 円です。

番号 3 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額 3 万 4755 円です。

番号 4 は、農業廃止のため、金額 10 万円で売買するものです。

番号 5 は、耕作不便のため、金額 3 万円で売買するものです。

番号 6 は、労力不足のため、総額 2 万円で売買するものです。

番号 7 は、借受地取得のため、総額 30 万円で売買するものです。

番号 8 は、労力不足のため、総額 6 万 9286 円で売買するものです。

番号 9 は、労力不足のため、総額 4 万 3022 円で売買するものです。

番号 10 は、労力不足のため、金額 2842 円で売買するものです。

番号 11 は、労力不足のため、金額 3 万円で売買するものです。

番号 12 は、労力不足のため、総額 7 万円で売買するものです。

番号 13 は、労力不足のため、総額 30 万円で売買するものです。

番号 14 は、労力不足のため、総額 28 万 9000 円で売買するものです。

番号 15 は、後継者へ生前部分贈与するものです。

番号 16 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額 2 万 9384 円です。

番号 17 は、新規就農のため、使用貸借権を設定するものです。

トラクター、噴霧器を所有しており、きゅうりを作付け予定です。

番号 18 は、期間満了に伴い、使用貸借権を再設定するものです。

番号 19 は、労力不足のため、総額 18 万 990 円で売買するものです。

番号 20 は、期間満了に伴い、使用貸借権を再設定するものです。

番号 21 は、期間満了に伴い、使用貸借権を再設定するものです。

番号 22 は、借受地取得のため、贈与を受けるものです。

番号 23 は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。

譲受人は経営面積が0㎡となっていますが、同世帯から施設に住所を移した父の所有名義である約1.2haを現在も耕作していることを確認しています。田植え機、トラクター、コンバイン、草刈り機を所有しており、水稻を作付け予定です。賃借料は物納で、玄米60kgです。

番号24は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は物納で、玄米30kgです。

番号25は、期間満了に伴い、使用貸借権を再設定するものです。

以上、43件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術及び通作距離などについて問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願いします。

議長 議案第1号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）佐藤農地係長。

農地係長 議案書は18ページからとなります。

今回、意見を求められている案件は、賃借権の設定が23件（、使用貸借による権利の設定22件と、農地売買等事業に係る案件21件の合計66件となります。

番号1から番号45までは、農地中間管理機構が貸付人から賃借権の設定などを受けると同時に、借受人に対して同じ賃借権の設定などを行う計画案となっています。

番号46から番号66は、農地売買等事業に係る案件で、農地中間管理機構が譲渡人である所有者から申請地を買入れると同時に、譲受人への売渡しを行う計画

案となっています。

農地の所有者、農地所在地番につきまして、事前に確認を行っております。また、賃借権の設定等を受ける者がすべての農用地を効率的に利用し耕作の事業等を行うことを、法人については、農地所有適格法人であることを、確認しております。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長 議案第2号について、提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号19番、高橋義典委員が番号46から番号49まで関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号46から49までを除き質疑に入ります。質疑がありましたが、ご発言願います。

（「議長」の声あり）5番、千葉委員。

5番委員 5番、千葉でございます。内容については、理解しておりますが、利用権を設定する期間については、大体5年か10年になっているようです。

これらの基準となるようなものはあるのでしょうか。

議長 （「議長」の声あり）佐藤農地係長。

農地係長 特段定めはございません。法律上は、40年など、かなり長い期間、契約が可能となっています。ただし、現実的ではないことから、概ね10年以下などが多くなっていると思います。ただし、固定資産税の控除等の対象にもなりえますので、10年以上の契約のものも当事者間の都合により、定めている傾向があります。

5番委員 ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

（「議長」の声あり）16番、紺野委員。

16番委員 20ページの番号11の関連です。山の中の小さな圃場ばかりであります。

安かったから借りることにしたのか。このような小さな農地、そして遠くまでということで心配をしておりました。

議長 （「議長」の声あり）佐藤農地係長。

農地係長 ただいまの質問についてお答えいたします。恐らく当事者間において、これでいいといったお話になったのかと推察します。具体的な報告はいただいております。ただし、所有権の移転ではなく、賃借ですので、期限が来ますと、一旦切れる形となります。その辺につきましては、今後の農業経営状況をみて、判断していきたいと思います。

16番委員 ありがとうございます。本当に農業ができるのかを懸念しておりましたので、質問をさせていただきました。

議 長 ほかにありませんか。

「なし」の声あり。

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

「なし」の声あり。

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採択いたします。

本案については、番号 46 から 49 までを除き、計画案に異議なしと決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は、番号 46 から 49 までを除き、計画案に異議なしと決定されました。

議 長 次に、番号 46 から 49 までに係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、19 番委員の退席をお願いします。

（10 時 01 分退席）

議 長 番号 46 から 49 までの質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

「なし」の声あり。

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

「なし」の声あり。

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採択いたします。

本案の番号 32 については、計画案に異議なしと決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号の番号 46 から 49 までについては、計画案に異議なしと決定されました。

19 番委員の退席を解除します。

（10 時 02 分着席）

議 長 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）照井主任。

主 任 議案書 32 ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は 11 件

です。

番号１は、売買により自己住宅を整備するもので、事業実測面積は 356.66 m²です。議案第１号、番号１との関連案件です。

番号２及び番号３は関連案件です。売買により自己住宅を整備するもので、総事業実測面積は 256.32 m²です。

番号４及び番号５は関連案件です。売買により宅地分譲６区画を整備するもので、総事業実測面積は 1,864.86 m²です。

番号６は、売買により宅地分譲６区画を整備するもので、事業実測面積は 1,441.51 m²です。

番号７は、売買により自己住宅を整備するものです。

番号８は、売買により会社車両等駐車場 14 台分を整備するものです。

番号９及び番号１０は関連案件です。売買により宅地分譲９区画を整備するもので、非農地を含む総事業面積は 1,945.34 m²です。（農地は 1,853.8 m²、非農地は 91.54 m²）

番号１１は、売買により自己住宅を整備するもので、事業実測面積は 328.28 m²です。

いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号１から番号８を５月１２日に高橋義典委員、藤原保之推進委員と、番号９から番号１１を５月１１日に千葉孝治委員、高橋司推進委員といずれの日も事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号１から番号７のいずれも、草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。

番号８は、農地として適正に管理されておりました。

番号９から番号１１のいずれも、草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 議案第３号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議案第３号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第４号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）照井主任。

主任 議案書 35 ページをご覧ください。今月の案件は５件です。

番号１は、昭和 49 年に居宅の増築と庭を整備して以来、宅地として利用しています。

番号２は、昭和 54 年頃に居宅を整備して以来、宅地として利用しています。

番号３は、平成 8 年頃までに居宅の建替えと通路等を整備して以来、宅地及び雑種地として利用しています。

番号４は、平成 9 年頃に駐車場を整備して以来、宅地として利用しています。

番号５は、平成 6 年頃に宅地の拡張と進入路を整備して以来、宅地として利用しています。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号１から番号３を５月 12 日に高橋義典委員、藤原保之推進委員と、番号４及び番号５を５月 12 日に千葉房志委員、千田功推進委員と、いずれも事務局同行のうえ現地確認を行いました。

現地は全て証明願のとおりで、農地以外の用途で利用され、20 年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを、それぞれ確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしく願います。

議長 議案第４号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、証明願のとおり決定されました。

議長 議案第5号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 議案書は36ページ以降となります。

農業委員会等に関する法律等により、農業委員会は、農地等の利用の最適化推進状況、その他、事務の実施状況を公表することとされており、国が定める様式により令和7年度の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況をまとめたものです。

それでは、37ページです。農業委員会の状況は、令和7年4月1日現在のものとなります。こちらの説明は省略いたします。

めくっていただき、38ページになります。Ⅱ.最適化活動の実施状況です。

(1)の農地の集積の状況でございます。

令和7年度当初の集積率は64.6%で、令和7年度の目標として集積率を68.1%と設定しましたが、実績として65.3%に留まりました。

よって、農業委員会の点検結果を「担い手への農地集積が頭打ちの状況にあり、今後、面的集積及び労働力確保など継続性のある農地利用を促す必要がある」と整理したところです。

(2)の遊休農地の発生防止解消です。

令和7年度当初遊休農地の面積は26haで、目標として緑区分の解消面積を2.6ha、黄色区分の解消面積を7ha、新規発生分について8haの解消を目指しましたが、緑区分については0.1ha、新規発生分については2.7haの解消に留まったところです。

④のその他については昨年度実施した利用状況調査、利用意向調査について記載しております。

ここについての農業委員会の点検結果を「委員による所有者等への働きかけを随時実施したが、目標達成とはならなかった」と整理しました。

39ページ、(3)の新規参入の促進についてです。

新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地面積の目標 60.6ha に対し実績も同様の 60.6ha でありました。

ここについての農業委員会の点検結果を「新規参入者及び貸付に同意を得た農地については目標達成ができた」と整理しました。

39 ページの中段以降です。

(1) で委員、推進委員等が最適化活動を行う日数は記載のとおりです。

(3) の新規参入相談会については、記載のとおりとなっています。

目標の達成状況の標語については、下段の推進委員等の点検評価結果を反映したものとして整理しております。

目標の達成状況の評語は「目標に対し期待どおりの結果が得られた」と整理しました。

委員等の点検評価結果は下段の表のとおりとなっております。

42 ページをお開き願います。

Ⅲ. 事務の実施状況について記載しております。

内容については、事業報告書と重複している箇所がありますので、1 から 3 については割愛いたします。

4 の違反転用への対応ですが昨年度は 0 件でした。

以上で説明を終わりますけれども、本件につきましては、総会議決後、県を経由し農林水産省へ報告するとともに、市ホームページへ掲載する予定です。

ご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第 5 号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は、原案のとおり決定されました。

議 長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議 長 ご苦労様でした。

(閉会 10 時 15 分)